

県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

1 指定都市所在道府県との協議経過

時期	経過
7. 24	第 35 回指定都市市長会議 ・ 移譲に伴う財政負担の総額について、9 月末頃までに指定都市市長会としての考え方を整理し、関係道府県等との協議を進めていくことなどを確認
8. 23	指定都市財政担当局長会議 第 1 回提案に向けて議論
9. 30	指定都市側から第 1 回提案 ・ 指定都市の一般財源構成比 8 割相当を踏まえ、現在道府県が負担している経費の 8 割に相当する規模（個人住民税所得割の税率 2. 0 % 分の移譲及び地方消費税交付金の現交付額 7 0 % 相当額の追加交付）
10. 9	県費負担教職員の給与負担の指定都市への事務移譲に係る財政措置のあり方に関する指定都市所在道府県と指定都市の協議（以下「道府県との協議」という。）（第 1 回）
10. 16	指定都市財政担当局長会議 第 2 回提案に向けて議論
10. 21	道府県との協議（第 2 回） 指定都市側から第 2 回提案 ・ 6 割相当額が道府県側の出発点と考えた上で、道府県が負担している経費の 7 割に相当する規模（個人住民税所得割の税率 2. 0 % 分の移譲及び地方消費税交付金の現交付額 3 5 % 相当額の追加交付）
10. 31	道府県との協議（第 3 回）
11. 6	指定都市財政担当局長会議 第 3 回提案に向けて議論
11. 8	道府県との協議（第 4 回） 指定都市側から第 3 回提案 ・ 移譲に伴い新たに生じる財政負担に対して十分な財源保障がなされるよう、国の責任において、適切な制度設計が行われることを前提として、個人住民税所得割から税率 2. 0 % を税源移譲
11. 12	全指定都市において、「個人住民税所得割から税率 2.0 % を税源移譲し、今回の移譲に係る税源配分の額とする」ことに同意
11. 14	県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方に関する合意（裏面）

2 今後の主な検討課題について

- 地方交付税等の必要な財政措置については、国等との調整を継続していく必要がある。
- 事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。

平成 25 年 11 月 14 日

県費負担教職員制度の見直しに係る 財政措置のあり方に関する合意

指定都市所在道府県
指定都市

県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに對する財政措置として、道府県・指定都市の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、国が地方財政措置を検討し、適切に講じることを前提として、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2 % の税源移譲が行われることに合意する。

なお、地方財政措置の検討にあたっては、財政中立の観点から、基準財政需要額については、地方財政計画における単価と交付税単価の乖離を是正するなど、適切に算定することとし、また、基準財政収入額の算入率については、三位一体改革における税源移譲時の扱いなどの経緯も勘案しつつ、地方交付税制度の原則を踏まえて、適切な方法を国として設定されたい。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成 29 年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進める。これを踏まえ、国において必要な法制上の措置等を講じられたい。

併せて、今回の移譲に伴い、健全化指標の悪化により、継続的な財政運営に影響を及ぼさないよう、適切な措置を講じられたい。